

買取対象である太陽光発電設備に係るRPS法の申請・届出の簡素化について

「新たな太陽光発電の買取制度」の実施に伴い、買取対象である太陽光発電設備については設備認定をはじめ、下記のとおり各種の申請・届出を簡素な方法によることを可能としました。

なお、買取対象でない太陽光発電設備に係る申請、届出は、従前と同様です。

記

1. 新エネルギー等発電設備認定申請について

買取対象である太陽光発電設備の包括的代行申請・代行申請による新エネルギー等発電設備認定申請は、以下の方法によることができます。

- ① 簡素な方法による申請は、電子申請で申請してください。
- ② 電子申請書の必須入力項目欄は全て記載し、申請設備情報一覧及び特記事項1は空欄としてください。
- ③ ②の申請設備情報一覧に代え、申請設備情報一覧（別添1-1の電子媒体）を作成し、申請書に添付してください。なお、申請設備情報一覧の記載様式及び記載要領は、別添1のとおりです。

（注）エクセル表（様式）の記載欄の数及び順序は変更できません。

- ④ 提出書類である標準構造図、標準配線図（電子媒体）を各1部申請書に添付してください。
なお、熱電併給設備（エコウイル、エネファーム等）を併設する設備については、熱電併給設備用の標準構造図、標準配線図を作成し、申請書に添付してください。
- ⑤ 委任状は、「申請設備のRPS法に係る申請・届出については、当社が設備所有者等から手続の代行を委任されている。」旨を記載した書面及び委任を受けていることを証する書面の写し（委任形式の異なるものがある場合は、委任形式ごとの書面）を各1部添付してください。
- ⑥ 提出書類である添付ファイル（申請設備情報一覧、標準構造図、標準配線図、委任状）は、e-Gov入力フォームプレビュー画面により、提出書類名を記載して添付してください。

※ 電子申請に添付できるファイル容量の上限は100メガバイトです。

2. 新エネルギー等発電設備変更認定申請（様式第10関係）について

買取対象である太陽光発電設備の包括的代行申請・代行申請による新エネルギー等発電設備変更認定申請は、発電出力を変更する場合に限り、以下の方法によることができます。

なお、発電出力を変更する場合は、変更情報をまとめて申請することができます。

- ① 簡素な方法による申請は、電子申請で申請してください。
- ② 電子申請書の必須入力項目欄は全て記載し、変更対象設備欄、認定設備情報欄、認定設備特記事項1欄は空欄としてください。
- ③ ②の変更対象設備情報に代え、変更認定申請情報一覧（別添1-2の電子媒体）を作成し、申

請書に添付してください。なお、変更認定申請情報一覧の記載様式及び記載要領は、別添1のとおりです。

(注) エクセル表(様式)の記載欄の数及び順序は変更できません。

- ④ 委任状の扱いは、設備認定と同様です。
- ⑤ 提出書類である添付ファイル(変更認定申請情報一覧、委任状)は、e-Gov 入力フォームプレビュー画面により、提出書類名を記載して添付してください。

※ 電子申請に添付できるファイル容量の上限は100メガバイトです。

3. 新エネルギー等発電設備廃止届出について

買取対象である太陽光発電設備の包括的代行申請・代行申請による設備廃止届出は、以下の方法によることができます。

なお、新エネルギー等発電設備廃止届出は、一定期間の廃止情報をまとめて届出することができます。

- ① 簡素な方法による届出は、電子申請で届け出てください。
- ② 電子申請書の必須入力項目欄は全て記載し、届出廃止設備情報一覧は空欄としてください。
- ③ ②の届出廃止情報一覧に代え、届出廃止設備情報一覧(別添1-3の電子媒体)を作成し、添付してください。なお、廃止情報一覧の記載様式及び記載要領は、別添1のとおりです。

(注) エクセル表(様式)の記載欄の数及び順序は変更できません。

- ④ 委任状の扱いは、設備認定と同様です。
- ⑤ 提出書類である添付ファイル(申請設備情報一覧、委任状)は、e-Gov 入力フォームプレビュー画面により、提出書類名を記載して添付してください。

※ 電子申請に添付できるファイル容量の上限は100メガバイトです。

4. 新エネルギー等発電設備氏名等変更届出について

買取対象である太陽光発電設備の包括的代行申請・代行申請による新エネルギー等発電設備氏名等変更届出は、以下の方法によることができます。

なお、新エネルギー等発電設備氏名等変更届出は、一定期間の変更情報をまとめて届出することができます。

- ① 簡素な方法による届出は、電子申請で届け出てください。
- ② 電子申請書の必須入力項目欄(別添2)は全て記載し、変更対象設備及び変更対象事業者に係る情報の記載欄は空欄としてください。
- ③ ②に代えて、氏名等変更に係る届出情報一覧(別添1-4の電子媒体)に、変更対象設備及び変更対象事業者に係る情報を作成し、添付してください。なお、届出廃止情報一覧の記載様式及び記載要領は、別添1のとおりです。

(注) エクセル表(様式)の記載欄の数及び順序は変更できません。

- ④ 委任状の扱いは、設備認定と同様です。
- ⑤ 提出書類である添付ファイル(氏名等変更に係る届出情報一覧、委任状)は、e-Gov 入力フォー

ムプレビュー画面により、提出書類名を記載して添付してください。

※ 電子申請に添付できるファイル容量の上限は100メガバイトです。